

## 【訪問リハビリテーション重要事項説明書】

### 1. 田中医院 訪問リハビリテーションの概要

#### (1) 提供できるサービスの種類と地域

名称 田中医院 訪問リハビリテーション  
管理者 尾崎 雅孝  
所在地 宮崎県延岡市北川町川内名 7055 番地 2 (田中医院 1 階)  
介護保険指定番号 4510312319  
事業内容 訪問リハビリテーション  
サービス提供地域 延岡市

#### (2) 職員体制

職 種	資 格	常 勤	非常勤	備考
管理者	医師	1 名	1 名	医師と兼務
従業者	理学療法士	適当数	適当数	
従業者	作業療法士	適当数	適当数	

- ① 管理者は、従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。
- ② 従業者の理学療法士・作業療法士等は医師の指示及び訪問リハビリテーション計画に基づき居宅を訪問し、利用者に対し指定訪問リハビリテーションを実施する。

#### (3) 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。12月31日から1月3日までを除く。
営業時間	午前8時30分から午後5時30分
サービス提供時間	午前8時30分から午後5時00分

### 2. 訪問リハビリテーションのサービス内容

事業者の医師が(主治医が他医療機関の場合は、その医師からの診療情報提供に基づき)診療を行い理学療法士・作業療法士等に指示を行います。理学療法士・作業療法士等は、リハビリテーション評価を実施して『訪問リハビリテーション実施計画書』を作成し、利用者やご家族に説明、同意を頂いた後に訪問リハビリテーションのサービス提供を実施します。訪問リハビリテーションを継続するには、3ヶ月に1回の事業者または他医療機関の医師からの診療情報提供と診療、訪問リハビリテーション実施計画書が必要となります。

### 3. 訪問リハビリテーション利用料及びその他の費用の額等

当月の訪問リハビリテーションの実績に基づき、サービス提供料及び自己負担金等を翌月に請求させていただきます。

### 4. 訪問リハビリテーション契約の終了方法

#### ①利用者の都合でサービスを終了する場合

(サービス終了を希望する日の一週間前迄に、文書または口頭でお申し出ください)

- ・事業者が正当の理由なくサービス提供を実施しない場合
- ・事業者が秘密保持等の契約を違反した場合
- ・事業者が社会通念上を逸脱する行為を行った場合

#### ②事業者の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情によりサービスの提供を終了させて頂く場合がございます。その場合は、終了の1ヶ月前迄に文書にて通知致します。

- ・事業者の理学療法士・作業療法士等の配置ができない場合

#### ③事業者が文書、口頭で通知することにより終了する場合

- ・利用者の利用料金の支払いが請求した月末までに行われず、料金を支払うように催告した日より2週間以内に支払われない場合。
- ・利用者が正当な理由なくサービスの中止を申し出て、それが度重なる場合
- ・利用者またはご家族が、事業者に対して契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

#### ④自動終了の場合

(以下の場合、双方の通知が無くても、自動的にサービスを終了致します)

- ・利用者が介護保険施設に入所された場合(短期入所を除く)
- ・利用者が最終利用日から起算して1ヶ月サービス提供を利用されない場合
- ・利用者の都合により3ヶ月に1回の事業者または他医療機関の医師による診療が実施されない場合
- ・利用者が亡くなられた場合
- ・利用者が介護認定にて非該当(自立)と認定された場合

#### ⑤契約事項の協議

訪問リハビリテーション契約の終了にあたっては、居宅介護支援事業所の担当されている介護支援専門員と連携しながら契約終了時の調整を居宅サービス計画書に準じて協議させていただきます。

#### ⑥訪問リハビリテーションの再開、再契約について

利用者の都合にて最終利用日から起算して 1 ヶ月を超えてサービス提供の利用がない場合や事業者または他医療機関の医師の診療から 3 ヶ月を超えている場合は契約を自動的に終了致します。再開を希望される場合は、新規の契約と致します。この場合は、事業所または他医療機関の医師の診療情報提供書を受けて、理学療法士・作業療法士等への指示が行われた時点から再開になります。

#### 5. 事故発生時の対応

指定訪問リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者のご家族様、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録し、その完結の日から 2 年間保存します。サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

#### 6. 相談、苦情の対応

利用者及びご家族からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、ご要望、苦情等に対し迅速に対応します。また、相談、苦情等の内容等について記録し、その完結の日から 2 年間保存します。訪問リハビリテーションサービスに関する相談、苦情等の相談は、管理者、又は下記の窓口までお申し出下さい。

#### <サービス相談窓口>

氏 名：枝本 恵太郎（田中医院 訪問リハビリテーション 理学療法士）

\*不在時は 河野 睦子(田中医院 師長)

電話番号：0982-46-2260

FAX：0982-46-2693

受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00

宮崎県国民健康保険団体連合会：0985-35-5301

宮崎県福祉保健部長寿介護課：0985-26-7058

延岡市役所介護保健課：0982-22-7069

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要な事項を説明しました。

重要事項を説明した日      令和      年      月      日

事業者名      医療法人 九州千雅 田中医院訪問リハビリテーション

住      所      宮崎県延岡市北川町川内名 7055 番地 2

説明者職、氏名      \_\_\_\_\_

私は本書面により、事業者から訪問リハビリテーションサービスについての重要事項の説明を受け、同意致しました。

ご利用者様      住      所 \_\_\_\_\_

氏      名 \_\_\_\_\_

ご家族様(代理人様)      住      所 \_\_\_\_\_

氏      名 \_\_\_\_\_